

第百六十九回国会

参議院環境委員会會議録第四号

平成二十年四月一日(火曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 松山 政司君
理事 岡崎トミ子君
シキ マレイ君
中川 雅治君
橋本 聖子君

委員

小川 勝也君
大石 尚子君
大石 正光君
大久保潔重君
轟木 利治君
広中和歌子君
福山 哲郎君
荒井 広幸君
神取 忍君
川口 順子君
矢野 哲朗君
加藤 修一君
山下 栄一君
市田 忠義君
川田 龍平君

国務大臣

環境大臣 鴨下 一郎君

副大臣

環境副大臣 桜井 郁三君

大臣政務官

環境大臣政務官 並木 正芳君

事務局側

常任委員会専門員 加藤 堅一君

本日の会議に付した案件
○公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松山政司君) たいまから環境委員会を開会いたします。
公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
政府から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取いたします。鴨下環境大臣。

○国務大臣(鴨下一郎君) たいま議題となりました公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
公害健康被害の補償等に関する法律は、公害の影響による健康被害者の迅速かつ公正な保護を図るため、補償給付の支給等を行うものであります。

今回の改正は、このうち、既に認定されたぜんそく等の大気汚染系疾病の患者に係る補償給付等の財源を確保するために、所要の改正を行うものであります。
次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。
今回の法律案は、大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用のうち、自動車に係る負担分について、現行の自動車重量税収からの引き当て措置を平成二十年度から平成二十九年度まで、十年間延長するものであります。

なお、この法律案は衆議院において一部修正されておりますが、その趣旨及び内容は、汚染負荷量賦課金の納付義務を負う事業者に対し、その納付の準備に必要な期間を確保するため、本改正法案の附則において、平成二十年度におけるばい煙

発生施設等設置者の汚染負荷量賦課金の納付期間を、本法第五十五条第一項に規定する「年度の初日から四十五日」に、「年度の初日から本改正法の施行期日の前日までの日数」を加えた期間とするものです。
以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。
何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(松山政司君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。
午前十時二分散会

三月二十八日本委員会に左の案件が付託された。
一、アスベスト被害の根絶に関する請願(第七六〇号)(第七六一号)(第七六二号)(第七六三号)(第七六四号)(第七六五号)(第七六六号)(第七七一号)(第七八〇号)

第七六〇号 平成二十年三月十八日受理
アスベスト被害の根絶に関する請願
請願者 東京都杉並区永福二ノ二二ノ一五
紹介議員 井上 哲士君
藤田正 外五百四十九名
この請願の趣旨は、第二五六号と同じである。

第七六一号 平成二十年三月十八日受理
アスベスト被害の根絶に関する請願
請願者 東京都大田区南馬込二ノ二九ノ五
ノ三〇三 曾我勝光 外五百四十九名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第二五六号と同じである。

第七六二号 平成二十年三月十八日受理
アスベスト被害の根絶に関する請願
請願者 埼玉県所沢市三ヶ島二ノ七二七ノ二
若杉昭彦 外五百四十九名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二五六号と同じである。

第七六三号 平成二十年三月十八日受理
アスベスト被害の根絶に関する請願
請願者 東京都品川区大崎一ノ一八ノ二ノ八〇一 坂上美由紀 外五百四十九名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二五六号と同じである。

第七六四号 平成二十年三月十八日受理
アスベスト被害の根絶に関する請願
請願者 東京都立川市幸町五ノ一〇ノ一一ノ二〇二 浅野朋広 外五百四十九名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二五六号と同じである。

第七六五号 平成二十年三月十八日受理
アスベスト被害の根絶に関する請願
請願者 熊本県天草市有明町大浦五一〇
藤澤肇 外五百四十九名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第二五六号と同じである。

第七六六号 平成二十年三月十八日受理
アスベスト被害の根絶に関する請願

請願者 滋賀県守山市播磨田町七六四ノ八
中島康隆 外五百四十九名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第二五六号と同じである。

第七七一号 平成二十年三月十八日受理
アスベスト被害の根絶に関する請願
請願者 東京都葛飾区高砂五ノ四八ノ一九
松浦茂司 外二千四百九十九名
紹介議員 峰崎 直樹君
この請願の趣旨は、第二五六号と同じである。

第七八〇号 平成二十年三月十九日受理
アスベスト被害の根絶に関する請願
請願者 東京都豊島区池袋三ノ一六ノ八ノ
一、二〇一 山本勝 外四千九百
九十九名
紹介議員 又市 征治君
この請願の趣旨は、第二五六号と同じである。

三月三十一日本委員会に左の案件が付託された。
一、公害健康被害の補償等に関する法律の一部
を改正する法律案

(小字は衆議院修正)

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を
改正する法律案
公害健康被害の補償等に関する法律の一部
を改正する法律

公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十
八年法律第百一十一号)の一部を次のように改正す
る。

附則第九条(見出しを含む。)中「平成十九年度」
を「平成二十九年」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この法律の施行の日が平成二十年四月一日後となる場合にお
いては、この法律による改正後の公害健康被害の補償等に関す
る法律第五十五条第一項の規定により汚染負荷量賦課金を納付
すべきばい煙発生施設等設置者の平成二十年における同条の
規定の適用については、同条第一項中「各年度ごとに、汚染負
荷量賦課金」とあるのは「汚染負荷量賦課金」と、「その年度と
あるのは「平成二十年」と、「四十五日以内」とあるのは「四十
五日にその年度の初日から公害健康被害の補償等に関する法律
の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)の施行の日
の前日までの日数を加えた日数以内」と、同条第三項中「第一
項」とあるのは「公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改
正する法律附則第二項の規定により読み替えて適用される第一
項」とする。